

(第3回原発と人権全国研究交流集会・第1分科会)

## 「原発なくそう！九州玄海訴訟」での取り組みの特徴

2016年3月20日  
弁護士 東島浩幸

### 第1 訴訟の中身

- 1 九電と国を被告として、①九電玄海原子力発電所1～4号機の稼働の差し止めと②1ヶ月1万円の慰謝料を請求。
- 2 佐賀地裁に係属（第1次提訴2012年1月31日）
- 3 弁護団 約150名（実働約40名）

### 第2 「原発なくそう！九州玄海訴訟」の基本方針

- 1、九電だけではなく国をも被告とし、原発政策の転換を見据える。
- 2、福島第一原発事故の被害を徹底的に明らかにする。
- 3、思想ではなく、福島の「被害」をもとに団結する。
  - \* “フクシマを2度と繰り返さない“
  - \* 立地自治体だけでない「被害（可能）自治体」
- 4、圧倒的多数の人々とともに脱原発を実現する→「1万人原告」構想。
- 5、科学技術論を中心的論点としない。
- 6、訴訟と運動を連結させる。

### 第3 安全な原発はない！

#### 1 福島第1原発事故の本質は？

「史上最大最悪の産業公害事件」

←それを支える加害の構造の5つの特徴

- ①国策民営、②徹底した利潤追求、③本質的な利潤追求、④徹底した情報の隠ぺい、⑤地域支配

←福島事故はこの加害構造からは必然！

\* 新規制基準は「安全」を担保する基準ではなく、操業のための基準にすぎない

\* この加害構造が破壊されない限り、以下のことは当たり前。

- ① 県民健康管理調査での被ばくとの因果関係を否定することになっていること
- ② 汚染水問題
- ③ 実効的避難計画なしでの再稼働
- ④ 年間20mSv受忍論

#### 2、地震・津波だけではない原発の本質的危険性

- (1) 安全な原発はあるのか？→「ない」
- (2) 過酷事故だけではない原発の危険性
  - ① 民主主義を歪める（お金で危険なものを過疎地に押し付ける）
  - ② 地域の分断
  - ③ 通常運転による環境破壊
    - i 温排水
    - ii 原発周辺自治体での異常に高いがんや白血病の死亡率
  - ④ 使用済み核燃料の危険性
  - ⑤ 原発労働者の生命・健康を侵害する
- (3) 原発の危険性は自然科学の概念ではなく、社会科学的概念！  
「社会の合意」などがカギ（自然科学者の専売特許ではない！）

#### 第4 「1万人原告」への動き

- 1 2015年11月の第16次提訴で1万人突破。  
本年2月6日に「原発なくそう！原告1万人記念フェスティバル」開催（約1300人参加）  
記念講演 吉原毅氏（城南信用金庫前理事長）
- 2 “自ら原発の危険性を明らかにする”－原告らの能動的取り組み
  - (1) 風船プロジェクト（風船を原発近くから飛ばして放射性物質の飛ぶ方向と距離を明らかにし、見えない放射能を「見える化」する取り組み）
  - (2) 九州電力「料金値上げ」問題への取り組み  
－原発依存の経営責任の問題と原発の経済的特質を抉り出す取組－
  - (3) 過酷事故時の実効的な避難計画についての公開質問と意見書

#### 第5 原発から自由になる条件は何か？

- 1 多数の国民の意思  
脱原発は多数だが、その質は課題  
\* 「どちらかという脱原発」から「何が何でも脱原発」へ  
\* 事業者や自治体関係者などに対する働きかけの不足
- 2 勝訴判決・決定の特質
  - (1) 福島第一原発事故の甚大な被害を真摯に捉える
  - (2) 専門家・行政尊重から、司法が踏み込むことへ！  
＝フクシマを二度と繰り返さない
  - (3) 一般的な知性の市民が理解できる科学技術論（科学の限界を踏まえることとともに）
- 3 個別差止めから脱原発の法体系へ
- 4 原発被害者訴訟と差止め訴訟との連帯

以上